

高山市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

高山市長 田 中 明

1 委託した事務

コンビニエンスストア等での証明書等自動交付サービスにおける手数料の収納事務

2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

東京都千代田区一番町25番地  
地方公共団体情報システム機構

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和8年4月1日

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで